千葉県奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

平 成 ２ ３ 年 ２ 月 １ ６ 日
千葉県教育庁企画管理部財務施設課
電　話　０４３－２２３－４０２２

１　趣　　旨

千葉県奨学資金貸付条例の一部を改正する条例が平成２３年４月１日に施行されることに伴い、貸付中の奨学資金の月額や返還計画を変更することができるようにすることなど、利用しやすい制度とするため、千葉県奨学資金貸付条例施行規則を改正するとともに、様式等所要の規定整備を行うものである。

２　改正内容

（１）貸付額(月額)を変更できることとする。

（２）返還計画（返還周期（年賦、半年賦、月賦）及び返還年数）を変更できることとする。

（３）返還年数の規定に関する簡素化

（改正前）

返還の期間は、奨学資金の総額を年間返還基準額で除した年数以内

貸付けを受けた奨学資金の額	年間返還基準額
２０万円以下のもの	３万円
２０万円を超４０万円以下のもの	４万円
４０万円を超え５０万円以下のもの	５万円
５０万円を超え６０万円以下のもの	６万円
６０万円を超え７０万円以下のもの	７万円
７０万円を超え９０万円以下のもの	８万円
９０万円を超え１１０万円以下のもの	９万円
１１０万円を超え１３０万円以下のもの	１０万円
１３０万円を超え１５０万円以下のもの	１１万円
１５０万円を超えるもの	貸付けを受けた額の１４分の１の額

⇨

（改正後）

貸付けを受けた奨学資金の額	年　数
８０万円以下のもの	１０年
８０万円を超え１１０万円以下のもの	１２年
１１０万円を超えるもの	１４年

（４）　連帯保証人及び保証人の電話番号を追加する等様式の改正を行う。

（５）その他所要の規定整備を行う。

３　施行期日

平成２３年４月１日